

プラスチックの再資源化について

令和 6 年 4 月 1 日から開始するプラスチック再資源化に係る準備状況について、以下のとおり報告する。

1 プラスチック資源回収方法（決定）

(1) 回収するプラスチックの種類

- ① 家庭から排出される、材質が「すべて」プラスチックでできたもので、概ね 30 センチメートル角以内のもの【製品プラスチック】
- ② 商品を入れたものや包んだものであって、中身の商品を取り出し、使用後に不要となるプラスチック製のもの【容器包装プラスチック】

(2) 回収日及び回収場所

週 1 回の資源回収曜日に集積所にて回収を行う

(3) 回収開始時期

令和 6 年 4 月

2 収集運搬、中間処理及び再商品化までの実施体制関係（協議・調整中）

(1) 収集運搬事業者との調整

令和 3 年度の排出実態調査、及び令和 4 年度のモニター調査等を踏まえプラスチック排出量及び必要な収集運搬車両台数を算定、収集運搬事業者と協議・調整し、必要台数が確保できる見通しとなっている。

ほか収集ルートなど運用体制について、引き続き事業者と調整する。

(2) 中間処理施設の確保

中間処理施設※を有する（整備中を含む）民間事業者 2 者（区内外各 1）と協議・調整しており、区全量の受け入れ先が確保できる見通しとなっている。

※ 中間処理施設：運搬されたプラスチックを、手作業による選別後、圧縮・梱包（ベール**化）し、保管する施設。

**ベール（品）：収集したプラスチックを圧縮し、結束材で梱包して俵状にしたもの。

(3) 再商品化手法の決定

再商品化はプラスチック資源循環促進法第 32 条に基づく指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下、容リ協）という。）への委託の方法により行うこととし、必要な調整、手続き等を進めている。

中間処理施設から容リ協へ引き渡されたベール品は、入札により再商品化事業者へ引き渡され、再商品化（マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクル）される。

3 区民への周知及び排出環境の整備（実施中・実施準備中）

（1）区民への周知・普及啓発方法（令和5年度）

	普及啓発方法	概 要	予 定	実 績
紙媒体	広報いたばし	新聞折り込みのほか、駅スタンドやアプリで配布	10、11、3月掲載	9月2日号掲載
	いたばし暮らしガイド	区内全戸に配布、転入者には随時配布	12月	
	資源とごみの分け方・出し方ハンドブック	区内全戸に配布、転入者には随時配布	12月～	
	回覧板チラシ	回覧板にチラシを挟み込む	12月	
	掲示板ポスター	掲示板にポスターを掲示	12月	
	外国語版チラシ	転入者に随時配布、区内施設で配布	12月～	
電子媒体	区公式サイト	プラスチックの出し方や住民説明会のお知らせ等あらゆる情報を掲載	適宜更新	8月30日開設
	区公式 SNS	LINE や X（旧 Twitter）などから情報発信	適宜	
	啓発動画	住民説明会等で放映、区公式サイトで公開	9月～	
対面・その他	事務事業連絡会	町会・自治会長向説明会にて概要報告		5月15日
	住民説明会	各地域センターにて計45回実施	10月～12月	
	大規模集合住宅への事業実施周知と協力依頼	大規模集合住宅管理組合等へ事業実施の周知と協力実施		実施中
	庁内イベントスクエア PR	区役所1階イベントスクエアでパネル展示、PR活動を実施	2月	
	各種イベント	区民まつりや農業まつりなどのイベント、区施設で催される講座で、プラスチック再資源化に関する情報発信や区公式 SNS の知名度向上活動	適宜	
	各種区施設			

（2）集積所（保管庫）物品関係

- ① 集積所看板の表記変更（シール貼付対応）
- ② 大規模集合住宅向けプラスチック搬出用ネット貸出

4 その他

（1）関係規定の整備（整備完了）

- ① 「東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則」の一部改正（第2条の資源物の定義にプラスチックを追加）
- ② 「板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」及び「集合住宅廃棄物保管庫設置基準」の一部改正（①を踏まえた関係規定の整備）

（2）都補助金の申請（準備中）

都の「プラ製容器包装等・再資源化支援事業実施要項」に基づく補助を、令和6～8年度の3か年受けるため、申請を準備している。